

## 高齢者肺炎球菌ワクチンの種類が変わります

国の方針により、高齢者用肺炎球菌ワクチンが令和8年4月1日から変更となります。これに伴い、自己負担金などが次のとおり変更となります。

	変更前 (令和8年3月31日まで)	変更後 (令和8年4月1日から)
ワクチンの種類	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン (23価肺炎球菌ワクチン)	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン (20価肺炎球菌ワクチン)※
自己負担額	3,000 円	4,000 円
使用する 予診票	表紙が 黄色 の予診票を使用	表紙が 緑色 の予診票を使用

※ 20価肺炎球菌ワクチンは、23価肺炎球菌ワクチンより予防効果が高い傾向にあり、その効果も長く維持されます。

### 【注意事項】

- 接種対象者に変更はありません。  
対象期間は、これまで通り65歳の誕生日から66歳の誕生日前日までです。  
66歳の誕生日以降に接種した場合は任意接種(全額自己負担)となります。
- 市の実施する定期接種は対象期間内に1回のみです。  
23価肺炎球菌ワクチンの接種を希望する人は令和8年3月31日までに、  
20価肺炎球菌ワクチンの接種を希望する人は令和8年4月1日から66歳の誕生日前日までに接種をお願いします。

お問い合わせは、逗子市国保健康課健康係へ ☎046-873-1111